

# 会 議 録

|        |  |
|--------|--|
| 会議の名称  | 平成23年度第1回茨木市環境審議会  |
| 開催日時   | 平成23年10月28日(金)<br>午後3時00分 開会 ・ 午後4時45分 閉会  |
| 開催場所   | 茨木市役所 南館3階 防災会議室   |
| 会 長    | 圓入 克介  |
| 出席者    | 圓入 克介、三輪 信哉、相馬 芳枝、阿部 信晴、近藤 明、<br>原田 智代、天保 好博、林 高、上村 智子(9人)   |
| 欠席者    | 瀧端 真理子、箱田 正輝、西村 紀久子 (3人)   |
| 傍聴人    | 1人   |
| 市      | 田中産業環境部長、西林産業環境部次長、古川産業環境部次長、<br>島本環境政策課長、松本環境政策課長代理兼政策係長、<br>吉岡環境保全課長代理、岩崎環境政策課主幹兼生活環境係長、<br>東井環境政策課減量推進係長、中山環境政策課職員 (9人) |
| 議題(案件) | (1) 地球温暖化対策の推進について<br>(2) 一般廃棄物処理基本計画について<br>(3) その他   |
| 配付資料   | 1 地球温暖化対策の推進について<br>2 一般廃棄物処理基本計画について<br>3 悪臭に係る規制方法の変更について<br>4 茨木市環境審議会規則<br>5 茨木市環境審議会委員名簿                              |

議 事 の 経 過

| 発 言 者 | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|---------------------------------|
|-------|---------------------------------|

|  |         |
|--|---------|
|  | < 開 会 > |
|--|---------|

|       |  |
|-------|--|
| 事 務 局 | <p>これまで委員をお願いしていた株式会社平和堂、アル・プラザ茨木の金子委員の転勤に伴い、その後任として箱田様に委員をお願いしたが、本日は欠席との連絡をいただいている。</p> <p>茨木市環境審議会規則第3条第1項の規定により、圓入会長に議長をお願いしたい。</p> |
|-------|--|

|  |               |
|--|---------------|
|  | < 会 議 の 成 立 > |
|--|---------------|

|     |  |
|-----|--|
| 会 長 | <p>平成23年度第1回目の審議会を始める。</p> <p>本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。</p> |
|-----|--|

|       |  |
|-------|--|
| 事 務 局 | <p>委員12名のうち、8名に出席いただいている。三輪委員は遅れて出席との連絡をいただいている。</p> |
|-------|--|

|     |   |
|-----|---|
| 会 長 | <p>過半数の委員のご出席をいただいております、会議は成立しています。</p> |
|-----|---|

|  |               |
|--|---------------|
|  | < 傍 聴 者 入 室 > |
|--|---------------|

|     |  |
|-----|--|
| 会 長 | <p>傍聴者がおられましたら入室してください。</p> <p>( 1 名 入 室 )</p> |
|-----|--|

|  |         |
|--|---------|
|  | < 議 題 > |
|--|---------|

|     |  |
|-----|--|
| 会 長 | <p>それでは議題に入る。本日の議題は3つあり、それぞれ現状報告である。まず、事務局から「地球温暖化対策の推進について」報告をいただきたい。</p> |
|-----|--|

| 議 事 の 経 過 |  |
|-----------|--|
| 発 言 者     | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項  |
| 事務局       | < 1 . 地球温暖化対策の推進について ><br>資料 1 および地域エネルギービジョン概要版に基づき、地球温暖化対策の推進について報告。   |
| 会 長       | 説明内容について、質問、意見などはないか。  |
| A 委 員     | 地球温暖化対策推進委員会と環境審議会の、関係性はどうなっているのか。   |
| 事務局       | 環境審議会委員と地球温暖化対策推進委員会委員を兼ねている方はいない。地球温暖化対策推進委員会で検討をいただいた内容を含め経過報告などを環境審議会でさせていただくこととしている。   |
| A 委 員     | なぜお聞きしたかという、環境審議会の位置づけについてである。他市でも同じような計画を策定する際に、審議会の会長が策定委員会に参加されている例もある。   |
| 事務局       | 本市では昨年度、エネルギーの方向性を示す地域エネルギービジョンを策定した。そこでエネルギーに特化した事業者や専門とされる学識者の方を含めた委員会を設置した。今年度策定する地球温暖化対策実行計画は、地域エネルギービジョンと関係が深いことから、この委員会を引き継ぎ地球温暖化対策推進委員会を設置した。 |
| B 委 員     | 今後、目標などの検討を進められることになると思うが、この計画は具体的な数値を持つのか、あるいは方針を示すものなのか、どのような方向を考えられているのか。   |
| 事務局       | 数値目標や具体的な方策を盛り込んだ計画となるよう議論を進めている。  |
| B 委 員     | ある程度の数値的なものが入る可能性があるということか。  |
| 事務局       | そのとおりである。  |

| 議 事 の 経 過 |  |
|-----------|--|
| 発 言 者     | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項  |
| C 委員      | <p>地域エネルギービジョン概要版に書かれているビジョンは素晴らしい内容であるが、具体的に目に見える取り組みがない。例えば新エネルギーでは、太陽光パネルをどこにどう設置するといった、より具体的な茨木市の取り組み内容が盛り込まれていない。</p> <p>我々にもアイデアがあると思うので、そういったことを提案できる場が欲しい。</p>       |
| D 委員      | <p>地域エネルギービジョンの重点プロジェクトに、電気自動車、プラグインハイブリッドカーの普及促進が掲げられている。電気中心型の政策をどう進めていくのかなど、東日本大震災の影響について地球温暖化対策推進委員会で、どのように議論されているのか。</p>  |
| 事務局       | <p>地球温暖化対策推進委員会の中で、東日本大震災の影響についても議論はされている。地域エネルギービジョンの基本方針4つをベースに、議論を進めていくことには変わりはない。</p> <p>今後、具体的なエネルギー政策の見直しなど、国の動向についてはしっかりと見極め、場合によっては見直しの検討が必要になってくるかもしれないと認識している。</p> |
| E 委員      | <p>この審議会での意見は、地球温暖化対策推進委員会へフィードバックされるのか。</p>   |
| 事務局       | <p>環境審議会は、本市の環境施策についてご意見をいただく機関である。当然この審議会で頂いた意見は、次回11月に開催する地球温暖化対策推進委員会に報告をさせていただく。</p>   |
| E 委員      | <p>そうであれば、資料は事前に送付していただき、目を通してこないと意見は出てこない。</p>  |
| F 委員      | <p>地域温暖化対策推進委員会はいつ頃設置され、どのような構成になっているのか。</p>   |
| 事務局       | <p>地球温暖化対策推進委員は、7月22日の第1回目に委員を委嘱し</p>  |

議 事 の 経 過

| 発 言 者 | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|---------------------------------|
|-------|---------------------------------|

た。学識経験者3名、市民2名、エネルギー事業者2名等を含む12名である。

委員長は大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻 准教授 玉井昌宏氏に、副委員長は 茨木商工会議所中小企業相談所経営支援課 係長 藤田紫氏にお願いしている。

G 委 員  
茨木市は太陽光発電やLED照明の導入を推進していると聞いた。そういったことも地球温暖化対策推進委員会で検討され、推進をしていくことを決められたのか。

環境審議会がこういった形で関わっていけばよいのかわからない、ということが皆さんの意見だと思う。

事 務 局  
資料が当日になったことについてお詫びする。次回からは事前に配布するようにしていきたい。

環境審議会の関わり方については、本日の議題であれば報告内容にご意見をいただくということになるかと思う。

太陽光発電やLED照明の導入推進に関しては、地球温暖化対策推進委員会で決定したものでない。

C 委 員  
事前に資料を配布していただければ、この地球温暖化対策推進委員会と環境審議会との関係からも、地球温暖化対策推進委員会で議論された内容が分かる資料をお願いしたい。

A 委 員  
環境審議会は、茨木市の環境基本計画策定に関わっている。おそらく、地域エネルギービジョンを策定される際も、環境基本計画をベースに事務局で案を提示され、それを議論されながらすすめられていると思う。

環境審議会は上位機関というわけではないが、環境基本計画をベースに、地域エネルギービジョンをどのような方向性で策定していくのかなど含めて、この審議会での議論は必要であったのではないかと。環境基本計画と地球温暖化対策実行計画、地域エネルギービジョンの関係、あるいは環境審議会と地球温暖化対策推進委員会との連携などについて再検討をお願いしたい。

| 議 事 の 経 過 |  |
|-----------|--|
| 発 言 者     | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項  |
| H 委 員     | <p>地域エネルギービジョンの基本方針に、「市民・事業者・市の連携による推進」とあるが、事業者との連携、というキャッチフレーズで終わっている。地球温暖化対策推進委員会には事業者の代表も入っているということだが、事業者は市の計画に関わらず、自らの事業として新エネルギーへの対応をされている場合もあると思う。東芝のスマートコミュニティといった大きな計画が茨木市にはあるが、地域エネルギービジョンを無視して具体案がつくられているのはおかしい。東芝のホームページには大きく出ているが、市との連携は進んでいるのか。</p> |
| 事 務 局     | <p>新聞報道などでご存知のとおり、東芝の跡地は、スマートコミュニティという環境配慮都市が整備される。東芝から連絡をいただきながら、本市の都市計画とも大きく関係することから、都市整備部門を中心として、環境部門も関わりながら進めていくことになるが、現段階で具体的な話は進んでいない。</p>   |
| G 委 員     | <p>東芝のスマートコミュニティをはじめ、大きなプロジェクトがあるので、茨木市も環境都市宣言をする絶好のチャンスである。<br/>立命館大学やJR新駅もできるので、上手く取り入れてチャンスを活かして欲しいと思っている。茨木市が積極的に東芝と話し合い、環境に関して協力して対応していかなければならないと思う。</p>  |
| 事 務 局     | <p>今の段階で、環境審議会の中でお伝えできる具体的な計画が市に届いていないので、そういう意味で、お答えできない。<br/>具体的なことについてはこれから話を詰めていく。協力しながらということになる。</p>   |
| G 委 員     | <p>積極的に関わっていきたいということか。</p>   |
| 事 務 局     | <p>それはもちろんである。</p>   |
| 事 務 局     | <p>環境審議会で議論いただき策定した環境基本計画は、本市における環境分野の最上位計画である。これに基づき、地域エネルギービ</p>   |

| 議 事 の 経 過 |   |
|-----------|---|
| 発 言 者     | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項   |
|           | <p>ジョンや温暖化対策実行計画などを策定していくというのは基本的な考えである。審議会で頂いた意見は、計画策定等の他の委員会に報告させていただく。</p> <p>環境審議会は年度初めに開催し、その中でご意見をいただき、他の委員会で反映していくのが本来の姿であると思う。今後検討していきたいところである。</p> <p>東芝の工場跡地のスマートシティ構想については、経済産業省の調査事業補助金申請をされ、10月中旬に採択の決定があったと東芝から報告をいただいている。</p> <p>工場跡地にどのようなものを建設していくのか、今年度中に基礎調査を行う予定と聞いている。今後、関係機関からなる委員会が発足されるので、市も参画する予定であり、市としての意見を委員会の中で発言していく。</p> |
| E 委員      | <p>コンタクトがあったということか。</p>   |
| 事務局       | <p>そうである。</p>   |
| E 委員      | <p>それはどういった部門であるのか。</p>   |
| 事務局       | <p>産業環境部と、都市整備部である。本市のまちづくりの関係があり、都市整備部門が主体的に関わっていくが、基礎調査をする段階であり、どういった開発をするのかは聞いていない。以前新聞記事で報道されたのは、一般的なスマートコミュニティであると理解している。</p>  |
| H 委員      | <p>地球温暖化対策推進委員会の進行とリアルタイムで東芝の計画が同時に動いている。地域エネルギービジョンの実現は技術的な裏付けがないとできない。その最先端を東芝が茨木市で実践しようとしている。</p> <p>審議会は報告の場でもよい。新しいものが東芝跡地で実現すれば波及していくので、地球温暖化対策推進委員会では、スマートコミュニティの進行を注視していただきたい。</p>  |

| 議 事 の 経 過 |   |
|-----------|---|
| 発 言 者     | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項   |
| 事 務 局     | 本市はこれまで安威川ダム、彩都開発、新名神をビックプロジェクトと言っていた。そこに立命館大学、JR新駅、そして東芝スマートコミュニティが加わった。これら全てが本市のビックプロジェクトである。全庁を挙げて取り組んでいきたい。 |
| 会 長       | 茨木市には産業の基本に関わる大きなプロジェクトが目白押しである。環境審議会に、必要なことで力になれることがあれば、いつでも委員会を招集していただきたい。                                    |
| 事 務 局     | 会長から温かい言葉をいただき、ありがたく思う。これらの事業が進む中で、委員の皆さまには急きょ会議をお願いすることもありますがよろしく願います。   |
| 会 長       | 他に意見がなければ次の議題に入る。事務局から「一般廃棄物処理基本計画について」の報告をお願いする。   |
| 事 務 局     | < 2 . 一般廃棄物処理基本計画について ><br>資料2に基づき、ごみの減量に向けた目標と実績、家庭系ごみと事業系ごみの排出量の推移、資源物の回収量の推移について報告。                          |
| 会 長       | 説明内容について、質問、意見などはないか。   |
| B 委 員     | 事業系ごみが平成22年度に若干増えているが、事業所が増加したなど、特段の理由があるのか。  |
| 事 務 局     | 事業系ごみに関わらず、ごみの増減は、景気に左右されると考えるが、昨年度、許可業者のごみが2,300トン増えており、許可業者と契約した事業所が、100社増えたことが原因であると考えている。                   |
| E 委 員     | 事業系ごみはどのように回収、処理されているのか。また、ごみの計量はどこで行われているのか。   |
| 事 務 局     | 市は直接回収はしていない。事業系一般廃棄物は許可業者によっ   |



| 議 事 の 経 過 |  |
|-----------|--|
| 発 言 者     | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項  |
|           | て回収され、環境衛生センターに搬入し処理している。また、ごみの計量は、環境衛生センターで行われている。  |
| G 委 員     | 昔は回収業者へ回収率により報償金が出ていて、それが7億円ぐらゐの支出になっていると聞いたことがある。100社、増えたということは、報奨金があるために、回収業者が増えているのか。また、他市では報償金をやめる傾向にあるが、茨木市はまだやめる傾向になっていないのか。   |
| 事 務 局     | 事業系ごみに関して、数字だけの説明になり申し訳ない。補足をする、事業系ごみは、事業所の責任で処分をすることになっており、市では収集を行っていない。各事業所が回収業者に直接、契約し、市の処理施設へ搬入されている。<br>その運搬する業者を市が指定しており、許可のない者が、廃棄物の運搬はできない。市が回収・運搬業者へ許可を出しているのが7社である。その許可業者が市内の事業者と契約した数が100社増えたということである。事業所から出るごみが、平成22年度に4%増加した理由は、店舗面積を倍以上に拡大した業者があるなど、事業活動が活発になったこと、収集運搬する許可業者が契約者数を増やしたということ等が要因であると考えている。なお、報奨金云々については関知していない。 |
| C 委 員     | 事業系ごみ排出のグラフで、平成17年度から減少しているのは、東芝やフジテックの転出と関係しているのか。また、ごみの排出量が減少することはいいことだが、産業活動や税収の減収との関係はどうか。   |
| 事 務 局     | 活発な事業活動で、ごみは増えるのではないかと考えている。平成18年以降減少傾向にあるのは、事業所の移転等の要因も一部あると考えられるが、より大きな理由として、月5トン以上排出する事業所への指導・啓発を強化したことにより、資源物の分別収集が進んだことが要因と考えている。   |

議 事 の 経 過

| 発 言 者 | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項   |
|-------|---|
| E 委 員 | 資源物収集量の表には、事業系の資源物も含まれているのか。  |
| 事 務 局 | 事業系の資源物については、事業者自ら売却しているため、この表には含まれていない。  |
| C 委 員 | 産業活動は低下したということなのか。  |
| 事 務 局 | 経済情勢に応じてそういった部分はあるが、一般的には、景気が停滞すると生産活動が落ちることにより排出されるごみ量が減るものと考えている。   |
| E 委 員 | 一人あたりの家庭系ごみの量が環境白書の全国平均とかけ離れており、半分程度である。含まれていないものがあるのか。   |
| 事 務 局 | 国・府については、資源物も含んだ総量であるが、本市の場合はごみ量のみであり、資源物を含んでいない。   |
| E 委 員 | ごみの量としては、揃えないのか。また、下欄に注釈を付記してはどうか。  |
| 事 務 局 | 検討する。   |
| D 委 員 | 家庭系ごみと事業系ごみの排出量の比率が5：5であるが、解せない。北摂の市町村では6：4であるとか、事業系ごみをもっと少ない。月5トン以上排出する事業所への指導強化していると言うが、まだまだ強化できるのではないか。周辺市町村の比較をしてはどうか。高槻市は7万4千トンと4万トンである。茨木市だけ事業活動が活発であるとはいえないので、おおらかな対策をとっているのか。 |
| 事 務 局 | 他市との対策に大きな違いはないが、本市には府中央卸売市場、食品流通センター等、広域の市場があり、その分がウエイトを占めている。数字は今、持っていない。   |

| 議 事 の 経 過 |   |
|-----------|---|
| 発 言 者     | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項   |
| D 委 員     | 吹田市では大阪大学が多量排出者で、病院も多量に排出する。大規模事業者には直接市が交渉に出向き、学部内分別を要求し、圧縮をかけている。絞るほどリサイクルにまわり、二酸化炭素排出削減に繋がる。  |
| 事 務 局     | 今年、3回、府中央卸売市場等へ出向き、ごみの処理状況について話を進めている。資源物は資源物として処理するよう、減量への協力を願うとともに、現在、本年度の基本数値を持って減量計画を立ててもらおうよう指導している。   |
| D 委 員     | 月5トン以上のごみ排出事業者を対象とするのではなく、月2トン以上を対象にしている自治体もあるので、工夫してはどうか。  |
| G 委 員     | 茨木市は事業所の中でも、小さな事業者は事業系ごみを家庭系ごみとして出しているの、私たちも、事業系は事業系ごみとして出して下さいといったステッカーやチラシを作成し、活動しているが、それが、家庭系ごみが減り、事業系ごみが増えていることに関係があるのか。事業系ごみを出すのにお金もかかるので、事業系ごみに出さないという事業者に対して、市は啓発しているのか。 |
| 事 務 局     | 小さな事業所に関しても訪問を行い、ごみ減量についての啓発をしている。  |
| G 委 員     | 徹底がしていないのではないかと。  |
| 事 務 局     | 繰り返し啓発活動を続けていく。   |
| C 委 員     | 収集人口とは何か。意味があるのか。   |
| 事 務 局     | 本市の人口のことである。特に意味はない。  |
| C 委 員     | マンションなどで、家庭系ごみを回収日以外に取っていくことがあるが、あれは何か。   |

| 議 事 の 経 過 |  |
|-----------|--|
| 発 言 者     | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項  |
| 事 務 局     | 通常の家庭系ごみは市の委託業者が回収している。ごく僅かであるが、市の収集日に合わない場合、許可業者と契約しているところもある。先ほどの事業系ごみの件について数値が分かったので報告をする。府中央卸売市場、食品流通センターの合計で事業系ごみで約20%、1万トンである。 |
| D 委 員     | 生ごみがほとんどなのではないか。バイオマスエネルギーの可能性はあるのでは。  |
| G 委 員     | 段ボールが多いのではないか。   |
| 事 務 局     | 産業廃棄物、資源物の分別指導をしていく。   |
| H 委 員     | 東日本大震災のがれきを引き受けることに関して、話が進んでいるのか。  |
| 事 務 局     | 大阪府で処理指針を出すための検討会議をしている。   |
| H 委 員     | 大阪府で指針が出れば受け入れるのか。   |
| 事 務 局     | 指針が出てからである。今のところ、市で検討していない。  |
| H 委 員     | 茨木市とは関係があるのか。  |
| 事 務 局     | 市町村のごみは、市町村でという前提がある。広域処理ということで大阪府が関係するということになるが、受け入れや保管することができるのか、また、燃やした灰を処分することができるのか等、答えが出てからの対応になる。                             |
| 会 長       | 他に意見がなければ次の議題に入りたい。ないようなので、悪臭に係る規制方法の変更について事務局より説明をお願いします。   |

| 議 事 の 経 過 |  |
|-----------|--|
| 発 言 者     | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項  |
| 事務局       | < 3 . 悪臭に係る規制方法の変更について ><br>資料3に基づき、悪臭に係る規制方法を、特定悪臭物質の濃度による規制から臭気指数を用いる規制へ変更することについて報告。                                  |
| 会 長       | 説明内容について、質問、意見などはないか。  |
| D 委 員     | 年間の苦情件数はどの程度か。   |
| 事務局       | 年間の苦情件数は2、3件である。臭気指数を取るメリットもあり、北摂地域の吹田市、高槻市、箕面市は臭気指数規制をすでに行っている。周辺の状況から、本市で物質規制を行うのは、規制の均一性からも苦しい。                       |
| 事務局       | 苦情件数について、本市が他市より少ない理由は、野焼きについて、他法令で規制しているためである。  |
| D 委 員     | 2、3件の苦情は工場や事業所からのものか。  |
| 事務局       | 工場、事業所の規制ということで対応しているが、稀に隣家からの臭いでの苦情があるが、個人の間でトラブルになるため、市は介入していない。   |
| D 委 員     | 事業所に中華料理店などが含まれるのか。  |
| 事務局       | 飲食店ということで含まれる。零細的な店舗も入ってくる。逆に、規制基準を明確にすることで苦情者に対して説明しやすくなる。  |
| E 委 員     | 法律が変更されたのか。  |
| 事務局       | 現在法律には2種類規制がある。指定物質を捉える「特定悪臭物質の濃度の規制」と全体的な二オイを捉える「臭気指数の規制」である。悪臭防止法は、昭和46年にできた法律であり、当初は臭気指数規制がなかったが、平成7年に複合臭に対応するため臭気指数規 |

議 事 の 経 過

| 発 言 者 | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項   |
|-------|---|
|       | <p>制ができた。どちらを取るかは各市町、都道府県に任せられている。</p>  |
| E 委 員 | <p>府の条例と対応しているのか。</p>   |
| 事 務 局 | <p>府の条例には臭気に特化した規制がない。府内では事務移譲の関係でほぼ全ての市・町が権限を持っている。<br/>府内では近年、臭気指数規制に変えるところが増えてきている状況である。</p>   |
| D 委 員 | <p>現地で空気を採集し、試験を行うのか。</p>   |
| 事 務 局 | <p>現地で、真空瓶などに採取し、室内でパネラー 5、6人に匂い袋のニオイを嗅いでもらう。臭気が強いようなら空気です10倍に薄めて臭うという作業を繰り返し行い、パネラーの平均値を臭気指数とする。人の感覚を頼った規制にである。パネラーには苦情者や事業所の方は除外をするよう考えている。</p> |
| E 委 員 | <p>パネラーは、一般人に行ってもらえるのか。訓練を行った方ではないのか。</p>   |
| 事 務 局 | <p>業務委託で行う予定であり、業者が一般的に選んだ方になる。コーディネーターは資格を持った方であるが、パネラーは最低限の試験を受けた、一般の方がされる。</p>   |
| 事 務 局 | <p>パネラーになるための一定の判断材料はあり、それをクリアされた方がパネラーになる。一般の方にパネラーをして頂くことで、より一般感覚に近くなる。</p>   |
| I 委 員 | <p>特定の化学物質であるなら、機器測定も可能であるのか。</p>   |
| 事 務 局 | <p>ガスマス ( GC-MS ) など可能である。特定悪臭物質の規制は、畜産などの公害が強かった時の単体物質を狙った規制である。近年、そのニオイに関しては行政指導などで改善されている。規制にかか</p>  |

議 事 の 経 過

| 発 言 者 | 議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項  |
|-------|--|
|       | <p>らない複合物質が近年の課題になっており、それに対応した制度を国が提案したもので、茨木市も導入することを考えている。</p>                                 |
| 会 長   | <p>他に何か意見等はないか。</p> <p>(意見・質問等なし)</p>  |
| 会 長   | <p>ないようであれば、審議会は、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>  |
|       | <p>&lt; 閉 会 &gt;</p>   |
| 事 務 局 | <p>ありがとうございました。次回の開催は、平成24年1月下旬に予定している。日程調整がつき次第、ご連絡させていただきます。本日、長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。</p> |